参考資料1

伯耆町子ども・子育て会議の概要

1. 会議名称　　伯耆町子ども・子育て会議

2. 設置根拠　　伯耆町子ども・子育て会議条例（本紙下部参照）

3. 所掌事務　　①子ども・子育て支援法第 72 条第1項各号に掲げる事務
②こども基本法第 10 条第2項の規定による計画の策定及び変更に関する事務
③その他、こども施策に関し、町長が必要と認める事項

【子ども・子育て支援法 72 条第1項各号　要約】
○特定教育・保育施設（施設型給付を受ける保育所、幼稚園、認定こども園）の利用定員の設定に関すること。
○特定地域型保育事業（施設型給付を受ける小規模保育や事業所内保育等の事業）の利用定員の設定に関すること。
○伯耆町子ども・子育て支援事業計画の策定および変更に関すること。
○伯耆町の子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項および当該施策の実施状況を調査審議すること。

伯耆町子ども・子育て会議条例

平成 25 年 10 月1日
条例第 30 号

（設置）
第1条　子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 72 条第1項及びこども基本法（令和4年法律第 77 号。以下「基本法」という。）第 13 条第3項の規定に基づき、伯耆町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。
（所掌事務）
第2条　子育て会議は、次に掲げる事務を処理するものとする。
（1） 支援法第 72 条第1項各号に掲げる事務
（2） 基本法第 10 条第2項の規定による計画の策定及び変更に関する事務
（3） 前2号のほか、こども施策に関し、町長が必要と認める事項
2　子育て会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長に意見を述べることができる。
（組織）
第3条　子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱又は任命する。

（1）　支援法第6条に規定する子どもの保護者

（2）　こども施策に関する事業に従事する者

（3）　こども施策に関し学識経験のある者

（4）　関係行政機関の職員

（5）　その他町長が必要と認める者

（任期）

第4条　委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2　委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条　子育て会議に、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2　会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条　子育て会議の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が選任されていないときの招集は、町長が行う。

2　子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4　子育て会議は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者に対し、資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条　子育て会議の庶務は、子育て支援担当課において処理する。

（委任）

第8条　この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

この条例は、平成 25 年 10 月1日から施行する。

附　則（令和5年3月 22 日条例第6号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

附　則（令和5年 12 月 22 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（令和7年3月 24 日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。